

**令和7年度移住者動向・関係人口創出意識調査業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

1 事業の目的

本県への更なる移住及び二地域居住を含めた関係人口の創出を促進するため、地域への移住者の定着状況を多角的に把握し、その定着を促進する要因や阻害する要因を明らかにするとともに、地域と継続的な関わりを持つ「関係人口」や二地域居住の創出・拡大に向けた現状と課題・ニーズを分析する。

また、得られた調査結果は、多様な形で地域と関わる人々を増やし、地域活性化につながる施策の立案に生かす。

2 委託の内容

令和7年度移住者動向・関係人口創出意識調査業務委託仕様書（以下、「委託仕様書」という。）による。

3 契約委託料

3, 272, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

※委託料は、委託業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (6) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 企画提案競技スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 7 年 7 月 30 日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時まで |
| (3) 事前説明会（オンライン） | 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 2 時から |
| (4) 質問受付期限 | 令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時まで |
| (5) 参加申込提出期限 | 令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 5 時まで |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時まで |
| (7) 審査結果通知 | 令和 7 年 9 月中旬予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

ア 日 時 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 2 時から

イ 場 所 オンラインシステム（マイクロソフトチームス）を利用して実施する。

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙 1）を提出すること。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

ウ 提出先 下記「11 問い合わせ先」内の提出先宛

エ 提出期限 令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時まで

オ 提出方法 電子メール

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

カ その他 参加申込みをした者に対しては、開催日前日までに事前説明会の詳細を通知する。

(2) 質問票（別紙 2）の提出 ※任意

ア 提出期限 令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時まで

イ 提出先 下記「11 問い合わせ先」内の提出先宛

ウ 提出方法 電子メール

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

エ 回 答 原則として、質問受付日から 3 日以内（土日祝日除く）に電子メール

にて回答する。

※軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全員に電子メールにて通知する（質問者名は公表しない）。

(3) 参加申込書（別紙3、別紙3-2）の提出

- ア 提出期限 令和7年8月27日（水）午後5時まで
- イ 提出先 下記「11問い合わせ先」内の提出先宛
- ウ 提出方法 電子メール

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

- エ 提出様式 単独で参加する場合は別紙3を、共同企業体を構成する場合は別紙3-2を提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 企画提案書：6部（提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること）
- イ 応募団体の概要：6部（A4版で1枚にまとめること）

（記載事項）

- ①名称
- ②所在地
- ③代表者職氏名
- ④担当者職氏名
- ⑤担当者連絡先（電話・電子メール）
- ⑥類似業務の履行実績

- ウ 見積書：6部（原本1部、写し5部）

経費内訳を記載し、金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は、「令和7年度移住者動向・関係人口創出意識調査業務委託」とすること。

- エ 誓約書（別紙4）：1部
- オ 共同企業体を構成する場合は、共同企業体協定書（別紙5）：1部
- カ 提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時まで
- キ 提出先 下記「11問い合わせ先」内の提出先宛
- ク 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

(5) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の項目について審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。参加者が1者の場合は、全審査員の合計得点が150点以上であれば、受託者として決定する。

（審査基準）

- ア 業務委託内容の理解及び調査実施イメージ

本事業の目的を踏まえ、移住後の定住実態や地域との関わり方、関係人口・二地域居住に関する潜在的な関心度・ニーズを調査・分析でき、今後の効果的な施策を検討する上で有効と思われる調査項目に係る具体的な提案がなされているか。

回答者の負担を軽減し、回答率が向上するような具体的な企画が提案されているか。
調査項目ごとに設定する回答の選択肢の内容や数は適切か。

イ 調査方法等

回答しやすいアンケートフォームを作成し、二地域居住・関係人口潜在層から回答を得るための広報及び調査方法について、具体的な企画が提案されているか。

ウ 集計等

集計等の方法について、明確に提示されているか。

エ 専門家の分析

移住後の定住・定着及び関係人口や二地域居住を推進する施策を立案するため、得られた調査結果に対する学識経験者等の専門家による分析・考察の実施について、具体的な提案がなされているか。

オ 実施体制、業務実績

業務を安定的に実施することができる人材や体制が確保されているか。類似の業務等の実績が十分あるか。

カ 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか（配点（5点）×全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額）

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年9月中旬以降に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することになった場合は、当該参加者の参加資格を失格とする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ 「ア」から「オ」に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき失格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

(1) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とする。

(2) 提出書類については返却しない。

(3) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと

判断される場合は、採択なしとする場合がある。

- (4) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。
- (5) 実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額するものとする。
- (6) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県に帰属するものとする。

1 1 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 濱砂、甲斐

電 話 0985-26-7922

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp